

砺波市多世代交流施設北部苑 指定管理者募集要項

(令和8年7月24日)

砺波市多世代交流施設北部苑指定管理者募集要項

砺波市多世代交流施設北部苑（以下「多世代交流施設」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 公募の概要

（1）施設管理の基本方針

- ① 多世代交流施設は公の施設であり、その利用に際しては平等かつ公平な取り扱いをしなければならない。
- ② 多世代交流施設は市民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的として設置されたものであり、設置目的を踏まえ、指定管理者は行政の代行としての基本姿勢に立ち適正な管理運営に努め、市民の信頼に応えなければならない。
- ③ 指定管理者は、施設の創意工夫のある企画や効率的な運営などにより利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り効果的・効率的な管理運営を目指す必要がある。

（2）公募の単位

多世代交流施設を効率的に管理運営するとともに指定管理者の知識・経験・企画力を発揮できるよう運営する指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

（1）名称

砺波市多世代交流施設北部苑

（2）所在地

砺波市林1202番地 敷地面積 12,846㎡

（3）施設概要

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- ・ 延床面積 1,102㎡
- ・ 施設内容 一般浴室（男女）、集会室（和室 2）、機能回復訓練室（交流スペース、図書コーナー含む）、研修室（和室 2、洋室 2）、管理事務所
- ・ 利用者数 22,076人(令和6年度実績)
20,952人(令和7年度実績)

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

4 指定管理者の業務等の範囲

- (1) 砺波市多世代交流施設条例（以下「多世代交流施設条例」という。）第5条に規定する業務
- (2) その他、別紙「砺波市多世代交流施設北部苑指定管理者仕様書」に定めるとおり。

5 指定管理者の管理の基準

- (1) 休 館 日 多世代交流施設条例第7条に規定するとおり。
 なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、休館日に開館することができるものとします。
- (2) 開館時間 多世代交流施設条例第6条に規定するとおり。
 なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、開館時間を延長することができるものとします。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

6 指定管理料

指定管理業務にかかる費用は、議決後に指令文により指定するとともに、その支払方法については、市と指定管理者との間で協定を締結します。この協定の管理業務に係る委託料は、各会計年度における砺波市の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

7 利用料金制

指定管理者は、多世代交流施設条例第12条に定める利用料を条例に定める範囲で自らの責任において決定（砺波市の承認は必要）し、自らの収入とすることができるものとします。

8 応募資格

砺波市内に主たる事務所を有する社会福祉法人で、多世代交流施設の運営管理できる能力を有する者。また、安定して管理を行うことができる物的能力及び人的能力を有する者。ただし、次の各号に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する団体等
- (2) 砺波市から指定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
- (3) 砺波市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6月を経過しな

い団体等

- (4) 税（国税、県税及び市税）を滞納している団体等
- (5) 団体等の代表者が税を滞納している団体等
- (6) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- (7) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- (8) 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
- (9) 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てが成され、この手続が終了していない団体等
- (10) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から１年を経過しない団体等
- (11) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から３カ月を経過しない団体等
- (12) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
- (13) 市議会議員、市長、副市長及び地方自治法第１８０条の５の規定により市に設置する委員会の委員又は委員が無権責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を兼ねる法人等（市が資本金、基本金その他これらに順ずるものを出資している法人、公共団体及び公共的団体を除く。）でないこと。

9 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第１号）
- (2) 事業計画書（様式第３号）
- (3) 自主事業計画書（様式第４－１号、様式第４－２号）
- (4) 収支計算書（様式第６号）
- (5) 団体概要書
- (6) 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの。
- (7) 当該法人の登記事項証明書
- (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (9) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の状況を明らかにすることができる書類
- (10) 申請の日の属する事業年度の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- (11) 納税証明書（未納のないことの証明（国税（税目は法人税と消費税）・富山県民税・

砺波市民税))

(12) 労働者災害補償保険に加入していることを証書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)

(13) その他市長が必要と認める書類

提出部数：1部

10 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 令和8年7月24日(金)～8月25日(火)まで

(2) 受付方法 FAX又は電子メールで提出してください。(様式は任意)

11 現地説明会の実施

実施いたしません。

12 指定管理者候補の審査基準

(1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること。

(2) 事業計画書の内容が、高齢者、障がい者並びに児童福祉の向上、及び地域福祉活性化に寄与するものであること。

(3) 事業計画書の内容が、当該施設の適切な維持管理を図るものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 申請団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

13 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定及び協定等

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要なため、議決されれば指定管理者の指定となります。

(2) 協定の締結

砺波市と指定管理者は、「砺波市多世代交流施設北部苑指定管理者基本協定書」を締結します。

14 指定管理者の申請に係る留意事項

(1) 指定管理者の申請に当たっては、条例及び同施行規則を承知の上で申請してください。

(2) 申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

- (3) 申請にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。
- (4) 多世代交流施設の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者としてください。
- (5) 申請書類等は、返却しない。
- (6) 提出された書類は、必要に応じて複写します。(使用は市役所内及び選定委員会での検討に限ります。)
- (7) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (8) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。
 - ① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 5 提出先

砺波市役所福祉市民部社会福祉課

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL 0763-33-1299 FAX 0763-32-6186

1 6 提出期限

令和8年8月31日(月)午後5時15分

1 7 選考結果

後日、申請者に文書で通知します。